

領収書等添付様式【共通】

31年 4月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 **事務所費**・事務費・人件費

共通案分率 **50%**
25%

それ以外の案分
案分の説明

84,324 × 50%
= 42,162-

案分率

領収書は別添の通り

ご利用明細票

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。

北おおさか信用金庫

ご利用年月日		取扱金庫・店番・機番通番	
31-04-04		[REDACTED]	
カード発行金融機関・店番・科目・口座番号			
万円	千円	円	お取引金額
9	0	0	¥84,000*
お取引内容		お取引後残高	
振込		*****	
手数料	¥324	ページ	硬貨
時刻	15:25	おつり	¥6,024*
[REDACTED]			
オオタニ カンスケ様			
印紙税申告納付につき茨木税務署承認済		0664230355	

不動産賃貸借契約証書

大谷 勘介 様

契約日 平成 29 年 4 月 1 日

山川荘 1 階店舖

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会

定期建物賃貸借契約書 (事業用)

賃貸借不動産の表示

所在地	尼崎市立花町1丁目13-10		
種類	建物の一部		
名称・号室	山川荘	1階	南東店舗号室
構造	木造/瓦葺/2階建 全戸		
新築年月	昭和	年	月
床面積	51.00㎡		
備考	本契約は平成22年11月29日から平成27年11月28日までの定期借家契約を公正証書により貸主(甲) 代理人榊賀起子、借主(乙) 大谷勘介、にて契約を行い平成27年11月28日までの5年間の定期借家契約を行い、更に平成29年4月1日より平成31年3月31日までの2年間の定期借家契約を再契約する。		

契約期間、使用目的、引渡し日及び状況

契約期間	平成29年4月1日～平成31年3月31日迄の 2年間
使用目的・業種	兵庫県会議員、大谷かんすけ氏の事務所 兵庫県会議員事務所
引渡し日	平成22年11月29日
引渡し時の状況	事務所

契約終了通知期間

契約終了通知期間	平成30年4月1日～平成30年9月30日迄
----------	-----------------------

預り金等

保証金(敷金)	[REDACTED]		0円
敷引き	〃		
返還時期	物件明渡し、清算後、		日以内とする

月額賃料等 (内消費税)

賃料	84,000円 (消費税含む)
共益費	0円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)
	円 (円)

一時金 (内消費税)

礼金	[REDACTED]	(円)
権利金	0円	(円)
		円 (円)
		円 (円)

その他費用 (内消費税)

火災保険		円 (円)
		円 (円)
		円 (円)
		円 (円)

月額合計 84,000円 (消費税含む)

賃料等の支払時期、支払方法（どれかに☑をつけ、下記に記入のこと）

支払時期	翌月分を前月末日まで		
<input type="checkbox"/> 持参払い	持参先		
<input checked="" type="checkbox"/> 振込払い	金融機関	[Redacted]	
	フリガナ		
<input type="checkbox"/> 口座引落	名義人	[Redacted]	
	委託会社		
	引落日		日

貸与する鍵

場所	鍵番号	本数	場所	鍵番号	本数
入口	[Redacted]	2本			
		本			本
		本			本

貸主及び管理者

貸主	[Redacted]		
管理業者	[Redacted]		
所在地	[Redacted]		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	TEL ()		
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士；登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

所有者	[Redacted]		
-----	------------	--	--

特約条項

建物老朽化のため将来取り壊しを予定しております。取り壊しを行う場合は貸主より6ヶ月前に通知を行うことにより契約は解約となり借主は立退き料その他一切の金銭の請求は行わないものとする。
 本契約は定期借家契約のため貸主より6ヶ月前に解約通知を行うことにより本契約は終了する。

賃借
証人
という
借契約

平成

(貸主

貸

借

連帯

保証

(媒介

商

宅
地
建
物
取
引
業
者

主

主

E

業

事

事

説明をする者
宅地建物取引士

※この後

貸貸人 [REDACTED] (以下「貸主」という) と、賃借人 大谷 勲介 (以下「借主」という) と、連帯保証人 [REDACTED] との間に、お互いが反社会的勢力に属さないことを確認し、表記貸貸借物件 (以下「本物件」という) について、貸主・借主および連帯保証人が署(記)名押印のうえ、本契約書のとおり、定期建物賃貸借契約を締結した。

平成 年 月 日

(貸主・借主等)

貸主	住所		
	氏名	印	TEL ()
借主	住所	尾崎市立花町1丁目13番10号	
	氏名	大谷 勲介	TEL 06 8423 0355
	緊急連絡先	[REDACTED]	
連帯保証人	住所	[REDACTED]	
	氏名	印	TEL [REDACTED]
保証機関			

(媒介業者)

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	[REDACTED]	商号又は名称
	代表者の氏名	[REDACTED]	代表者の氏名 印
	主たる事務所所在地	[REDACTED]	主たる事務所所在地
	TEL	[REDACTED]	TEL
	免許証番号	[REDACTED]	免許証番号 () 第 号
	免許年月日	[REDACTED]	免許年月日 平成 年 月 日
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 業 者	氏 名	[REDACTED]	氏 名 印
	登録番号	[REDACTED]	登録番号 知事 第 号
	業務に従事する事務所名	[REDACTED]	業務に従事する事務所名
	事務所所在地	[REDACTED]	事務所所在地
	TEL	[REDACTED]	TEL

本契約は、当事者間の合意に基づき締結されたものである。本契約の成立は、当事者の合意によるものである。

— 契約条項 —

賃貸借の目的物および条件

- 第1条 貸主は、借主に本物件を、表記使用目的、引渡状況及び条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。
2 本契約の使用・営業時間及び看板等の設置については、貸主・借主協議の上別途定めるものとする。

保証金（敷金）

- 第2条 借主は、本契約締結と同時に、本契約から生ずる債務の担保として、表記保証金（敷金）を預け入れるものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。
2 借主は、表記敷引き額を差し引かれることに同意するものとする。

賃料等

- 第3条 借主は、表記月額賃料等を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。
2 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道料金等、および自治会費等は借主の負担とする。
3 契約および解約時の月額賃料の計算は次のとおりとする。
(1) 契約時の1ヶ月未満の月額賃料等は、引渡し日をもって日割り計算とする。
(2) 解約時の1ヶ月未満の月額賃料等は、明渡し日をもって日割り計算とする。

賃料等の改定

- 第4条 貸主及び借主は、下記の条項に該当する場合には協議の上、賃料等を改定することができる。
① 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料等が不相当となった場合
② 土地又は建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料等が不相当となった場合
③ 近傍類似の建物の賃料と比較して、賃料等が不相当となった場合

契約期間等

- 第5条 本物件の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。
2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がないものとする。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）することができる。
3 貸主は、第1項に規定する期間が1年以上の場合、期間満了の1年前から6ヶ月前までの間（以下「通知期間」という。）に借主に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
4 貸主は、前項に規定する通知をしなれば、賃貸借の終了を借主に主張することができず、借主は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、貸主が通知期間の経過後借主に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。
5 借主は、貸主に対して明渡し期日をその3ヶ月前までに書面により貸主に通知することにより、その通知した明渡し期日に本契約を終了させることができる。
6 前項の規定にかかわらず、借主は解約申し出の日から3ヶ月分の賃料または賃料相当額を貸主に支払うことにより、解約申し出の日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

物件の管理および物件内への立入

- 第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。
2 借主は、貸主から貸与された本物件の鍵を善良なる管理者の注意を持って保管かつ使用しなければならない。
3 借主は、別に定める「管理規約・使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。
4 本契約終了後に本物件を賃借しようとする者または本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、貸主及び物件の確認をする者は、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
5 貸主またはその使用人もしくは管理者は、本物件の保全・衛生・防犯・防火その他管理上緊急の必要があるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

- 第7条 天災地変・風水害・火災等ならびに諸設備の故障により借主が蒙った損害およびその他貸主の責に帰すべきことができない事由あるものについては、貸主はその責を負わないものとする。
2 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。
3 借主は本契約締結と同時に前記第2項第1号の動産および人財中に起こりうる事故に付する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

事前
第8条

2

3

禁止
第9条

2

契約の
第10条

2

修繕
第11条

2

3

- 4 借主が、他の賃借人の行為によって蒙った損害に対しては事態の如何に関わらず、貸主はその責を負わない。
- 5 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了する。
 - (1) 本物件が、天災地変・風水害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。
 - (2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

事前承諾事項

- 第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。
- 2 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。
 - (1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移設・増設・除去または変更。
 - (2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。
 - (3) 給配水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。
 - 3 前1・2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

禁止事項

- 第9条 借主は貸主の書面による承諾を得ずに、本物件の使用目的の変更、及び他に転貸・譲渡または他人に使用させたり、造作加工・模様替え・改修・増改築・構造変更等をしてはならない。
- 2 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

契約の解除

- 第10条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- ① 借主が賃料等の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
 - ② 借主の故意または過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
 - 2 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。
 - ① 入居申込書または本契約書に虚偽の記載があったとき。
 - ② 本物件の全部または一部を第三者に転貸したとき。
 - ③ 本物件を、表記の使用目的以外に転用または併用したとき。
 - ④ 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去したとき。または、正当な事由なく引き続き2ヶ月以上使用せず、賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。
 - ⑤ 他の賃借人・近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
 - ⑥ 本物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
 - ⑦ 借主の営業に行政への届出、許可が必要な場合の届出もしくは許可が得られないとき、もしくは許可が取り消されたとき。
 - ⑧ 借主が解散、破産、民事再生等の申立をし、または申立を受けたとき、もしくは差押え強制執行等を受けたとき、もしくは借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約をしがたい事態と貸主が認めたとき。
 - ⑨ 借主またはその従業員が、反社会的勢力と目される組織に属し、もしくはこれに類する者、あるいは関係した者であることが判明したとき、及び当該関係者を訪問させたとき。
 - ⑩ 反社会的勢力の事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき、及び当該関係者を訪問させたとき。
 - ⑪ 本物件を危険ドラッグ(薬事法第2条第15項に規定する指定薬物を含むもの)の販売の用に供したとき。
 - ⑫ 本物件内で危険ドラッグ(薬事法第2条第15項に規定する指定薬物を含むもの)を使用したとき、もしくは使用させたとき。
 - ⑬ その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「管理規約・使用細則」に違反したとき。あるいは、借主の違反行為に対して貸主からの注意があっても改善されず、繰り返し違反行為が度重なるとき。

修繕

- 第11条 借主が本物件内に設置した設備・照明器具・ガラス・スイッチ・コンセント等および既設付属品の修繕については、その修繕の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。
- 本物件の壁・間仕切り・天井・床等、内装に關する修繕・換装および修繕等を含むものは、貸主が修繕するものとする。

貸主の承諾を得たうえで修繕するものとする。

- 4 貸主が修繕を行う場合は、借主は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒むことは出来ない。

原状回復・損害賠償義務

第12条 借主は、本物件を明渡すときは、借主の所有物の取去ならびに本物件内に設置した造作・間仕切りその他の設備の撤去をし、原状に回復し、貸主に明渡さなければならない。

- 2 借主の残置した物品等については、その価値の如何を問わず、所有権を放棄したものとみなし、貸主はこれらを任意に処分できるものとする。これらの処分に要する費用は借主の負担とする。
- 3 貸主の書面による承諾なしに原状を変更したとき、もしくは貸主の承諾があるときでも、原状回復条件としたときは、借主は、物件明渡しの際にその費用で原状に回復しなければならない。ただし、貸主が原状回復しないときは、貸主は借主に代わって原状回復し、その費用を借主に請求するものとする。
- 4 借主の故意または過失により、本物件を汚損・破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、借主はその費用において修復し、または損害を賠償しなければならない。

保証金(敷金)の返還等

第13条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の清算をしたうえで、本物件を明渡さなければならない。

- 2 貸主は、前項の債務弁済および清算の確認をし、本物件の明渡しを受けたときは、表記返還時期までに、表記敷引きを控除した残額を借主に返還するものとする。ただし、貸主の都合で本契約が終了したときは敷引きをしないものとする。また、借主はその返還請求権を第三者に譲渡することはできない。
- 3 前項において、貸主は借主に未払賃料等または第12条および第15条の損害賠償金等があるときは、これらを差し引いてその残額を返還するものとする。
- 4 借主は、物件の明渡しに際し、前2・3項の返還金を除き、造作買取請求権等、名目にかかわらず貸主に対して一切金員等の請求はできない。

通知義務

第14条 借主又は連帯保証人は、下記の条項に該当する場合は、直ちにその旨を書面によって貸主に通知しなければならない。

- (1) 1ヶ月以上の不在又は現に不在であること。
- (2) 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更
- (3) 連帯保証人の死亡又は解散

遅延損害金

第15条 借主は、本契約から生じる金銭債務の支払いを遅延した場合は、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

連帯保証人

第16条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。

- 2 借主は、連帯保証人が、無資力・死亡等要件を欠くに至ったときは、直ちに貸主の認める他の連帯保証人を付するものとする。

借主から連帯保証人に対する委任

第17条 借主は、連帯保証人に対し、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約の解除及び本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。

この場合において、借主は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し出しないほか、貸主及び連帯保証人若しくは管理者に対し損害賠償その他の請求をしない。

- ① 借主が、貸主への届出をせず所在不明のまま2ヶ月以上経過したとき。
- ② 借主が死亡し、相続人が不明等で、本契約の履行が困難な状態に陥ったとき。

合意管轄

第18条 この契約に関する紛争については、物件の所在地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第19条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

この
してお
違反
違反行
す。
1. 契
(1)
(2)
す
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)

2. ゴ:

3. 長其

使用細則 (事業用)

この使用細則は、経営者・利用者の共存共栄を図り、快適な営業活動を維持することを目的としております。

違反行為等されますとテナントビル全体のイメージダウンとなり、皆様の営業に不利となります。違反行為をされますと解約の対象となりますので、お客様にもご注意のうえ、ご協力お願いいたします。

1. 契約者 (経営者・使用者) は次の行為をしてはならない。

- (1) 契約に定められた用途以外の用に供すること。
- (2) 楽器等を夜間長時間演奏したり、有線放送・テレビ・ラジオ・ステレオ等の音量を著しく大きくすること。
- (3) カラオケ等を公署防止条例による時間外の使用をすること。
- (4) バルコニー・テラス等に物置きあるいはこれに類するものを、構築または設置すること。
- (5) 窓・バルコニー等からもの(タバコ・空カン・空ビン等)を投げ捨てること。
- (6) 共用部分 (廊下・階段・通路・ホール等) に物品・私物等を放置すること。
- (7) 自転車等を所定の場所以外に放置すること。
- (8) 受水槽・電気室等の危険な箇所に立ち入ること。
- (9) その他公序良俗に反する行為および他の居住者に迷惑・危害をおよぼす行為をすること。
- (10) その他

2. ゴミの処理については、管理者の指定する方法を遵守しなければならない。

3. 長期間にわたり不在になるときは、事前に貸主または管理者に連絡しなければならない。

解約・退去時については、事前に下記まで連絡のうえ、お手数ながら通知書をご送付下さい。
 なお、この通知書は、必ず明け渡し3ヶ月前に提出して下さい。

解約通知連絡先

〒..... 住所.....
 氏名.....
 TEL.....
 FAX.....

----- キリトリ線 -----

解約通知書

通知年月日 平成 年 月 日

所有者..... 殿

管理者..... 殿

借主..... 新住所.....

氏名..... 印

TEL ()

振込先

銀行・信用金庫・.....		支店										
当座・普通	口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
フリガナ												
口座名義人												

借主..... は、定期建物賃貸借契約を解約し、平成 年 月 日に
 明渡すことを通知し、確実に履行することを確約いたします。
 万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害
 は賠償します。

領収書等添付様式【共通】

4

31年 月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
2	領収書は別添の通り	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明 $16200 \times 50\%$ $= 8100-$
領 収 証		
大谷 かんすけ 様 2019年 4月 4日		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ★ ¥16,200- </div>		
但 萬西ガレージ 4月分 上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

不動産賃貸借契約書

葛西ガレージ 12・13番

大谷 勘介 様

契約始期 平成22年12月14日



有限会社 カズコーポレーション



0120-213-551

所在地 尼崎市立花町1丁目21-5 NO.12・13

名称 葛西ガレージ

車種プレートナンバー:

賃料 毎月 金 16,200円 (×2台分)

保証金 金 15,750円也 (×2台分) (無利息の約定)

※ 本証をもって預り証とする。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙として、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は平成22年12月14日より平成23年12月13日迄の向こう1ヵ年とする。但し期間満了の場合、必要とあれば当事者合議のうえ本契約を更新することもできる。
- 第2条 賃料の支払いは毎月月末迄に翌月分を、乙は甲の指定の振込先に振り込むこととする。万一、毎月なりとも滞納せる場合は、保証金の有無にかかわらず、甲は、何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すこととする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分に空けて置き他車の出入りを妨げないこととする。
- 第4条 乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解除することができる。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざることとする。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並び火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償することとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは毎月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完済し明け渡すこととする。
- 第10条 賃料には消費税 () 含まれていますが、消費税が改正された場合は、貸主は賃料を改定することができる。

消費税の改正により賃料と税率を訂正しました。

特 約 事 項

- *貸主は、都合により本契約を解除する時は、2ヶ月以上前に借主に対して通告して本契約を解除することができる。
- *借主から解約する場合は、1ヶ月以上前に借主若しくは、管理者に対して通知して本契約を解除することができる。尚、契約満了月は日割計算しないものとする。
- *借主は、駐車車両を変更する場合、事前にその車両変更届を貸主に提出し貸主の承諾を得なければならない。
車検又は、修理等のために、一時的に他の車両を駐車する場合も同様に、借主は貸主の承諾を得なければならない。
- *借主は、車両の格納以外の目的に使用してはならない。
- *契約車以外の無断駐車を発見したときは、直ちに警察に通報し移動する。
- *借主が、契約車以外の車両を無断駐車させた場合には、直ちに本契約を解除する。
- *借主は、駐車場内に屋根、柱、物置等を設置してはならない。又、物品等を長期間放置することを禁止する。借主が之に違反する場合、貸主は直ちに本契約を解除し、借主は即時明け渡すものとする。
- *車庫証明の必要なときは、証明発行手数料一律、賃料の1ヶ月分を必要とする。
- *本契約解除のとき、本契約書（保証金預書）の返却により保証金を全額無利息にて解約日より30日以内に返金致します。
但し、車庫証明発行済の方については、場合によって、異動届提出後返金する。
- *都合により駐車位置の変更がある場合は、管理者の指示に従うこと。

契約の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 22 年 12 月 14 日

賃貸人 (甲) 住 所 [REDACTED]

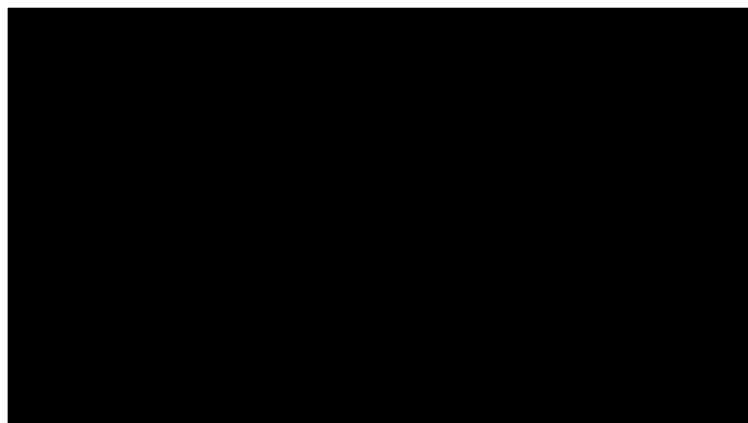
氏 名 [REDACTED]

賃借人 (乙) 住 所 尼崎市立花所町 13-10

電話番号 06 6423-0355

氏 名 大谷勘介

仲介業者及び管理者 免許番号
所在地
称 号
代表者氏名
電話番号
取引主任者



賃 料 振 込 先

金融機関	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
預金種目	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
フリガナ	ユウゲンガイシャカズコーポレーション
口座名義人	有限会社カズコーポレーション

※月末までに、翌月分の賃料を、上記口座にお振込み下さい。
尚、振込料は借主の負担となります。

個人情報の取り扱いについて

当社は、今後、お客様との不動産取引に関し、下記書類を必要に応じてご提出頂くこととなります。

下記書類に記載されたお客様の個人情報は、下記一覧表記載のとおり利用するほか、次の目的で利用致します。

- 1 不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること、賃貸借契約（連帯保証契約を含む）、媒介契約、管理委託契約等を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること
- 2 不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること
- 3 1、2の目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方及び貸し希望者・借り希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・広告会社、融資に関わる金融機関、登記・評価等に関わる司法書士・不動産鑑定士その他専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること、尚、契約の相手方探索のために指定流通機構に対して物件情報を提供する場合及び指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。

(1) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知致します。

(2) 指定流通機構は、物件情報及び成約情報（成約情報は、貸主様・借主様の氏名を含み、物件の概要・契約年月日・成約価格などの情報で構成されています）を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供することなどの宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。

- ① 提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。
- ② 提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。
- ③ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

- 4 上記1及び2の役務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること
- 5 お客様からのお問い合わせに際しては、及び4の目的を達成するために必要に応じて保管すること
- 6 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として及びその資料として保管すること
- 7 不動産の賃貸借等に関する価格査定を行うこと

なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。

- ① 提供される情報は、貸主様・借主様の氏名を含み、成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格などの項目です。
- ② 提供は、書面、電子メール等の手段で行います。
- ③ ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

- 8 市場動向分析を行うこと

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
お客様受付カード等やサイトからの資料請求フォーム	お客様の情報や希望条件を記入して頂き、希望に合った物件を紹介するため
賃貸物件調査チェックリスト	貸主からの物件の媒介または管理を依頼されたときに、当該物件につき情報を得、整理しておくため
登記簿、測量図、図面、写真、間取り図	当該物件の権利関係、状況、隣地、境界、位置関係、面積等を明確にするため
顧客物件台帳	媒介または管理を依頼された物件を、顧客ごとに整理しておくため
依頼物件の個別賃貸条件	個別の物件ごとに賃貸条件を整理し、入居希望者に対し適切な情報提供をできるようにするため
入居申込書	入居希望者に契約申込の意思表示をしてもらうため
公的身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の入居資格に関する参考資料	貸主に対し、入居希望者についての情報を提供し、貸主が契約締結を判断するため
重要事項説明書	宅地建物取引業法第35条に定める重要事項を説明するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存します
賃貸借契約書	不動産取引における当事者の契約関係を明確にするとともに、宅地建物取引業法第37条に定める書面を交付するため宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存します
連帯保証人引受承諾書	連帯保証人が特定の賃貸借契約につき、連帯保証する意思があることを明らかにするため
入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト	入退去時に、物件の状態を確認するため
鍵受領書	借主に鍵を渡したことを証明するため
月次報告書	貸主に対し、物件の管理状況を報告するため
賃貸借契約締結に関わる代行処理依頼書	賃貸借契約の場に貸主が出席しない場合、宅地建物取引主任者が使者となり、貸主を代行して契約を締結するため
賃料等収納状況表	賃料等の収納状況について貸主に報告するため
賃料等収納金の送金について	領収した賃料等について、貸主への送金報告のため
家賃未払いのお知らせ	家賃等滞納につき、借主に知らせ、支払をうながすため
家賃滞納督促	家賃未払いのお知らせでも賃料の滞納が改善されない場合に、借主に催告するため
賃料支払い確約書	借主に滞納家賃の支払いを約束してもらうため
賃貸借契約解除通知書	契約期間中に貸主あるいは借主の都合により賃貸借契約を終了させるため
期間満了・更新のお知らせ	契約期間が満了するにあたり、貸主側で契約更新をしてもよいと考えている場合、借主の意向を確認するため
退去案内通知	退去手続きが円滑にいくように、借主に対し、退去の際の手引きとして案内するため
修繕費負担割合合意書	退去時の修繕、原状回復費用を合意するため
敷金精算証明書	敷金返還の際に精算内容を明らかにするため
定期借家の説明書	定期建物賃貸借契約の場合で、契約締結前に貸主から借主に対し説明をするため
定期借家契約終了についての通知	定期建物賃貸借契約で、期間終了の1年前から6ヶ月前までに貸主から借主に対し通知するため
管理委託契約書	貸主が当社に対し不動産の管理を委託するため
賃貸借媒介・代理契約書	貸主が当社に対し目的物件の媒介または代理を依頼するため

解約通知連絡先

〒661-0025 住所 尼崎市立花町1丁目19-1
氏名 (有) カズコーポレーション
TEL 06-6428-2500
FAX 06-6428-2555

キリトリ線

解約通知書

通知年月日 平成 年 月 日

所有者 様

管理者 様

〒 住所

氏名 印

TEL ()

返還金振込先

銀行・信用金庫・		支店									
当座・普通	口座番号										
フリガナ											
口座名義人											

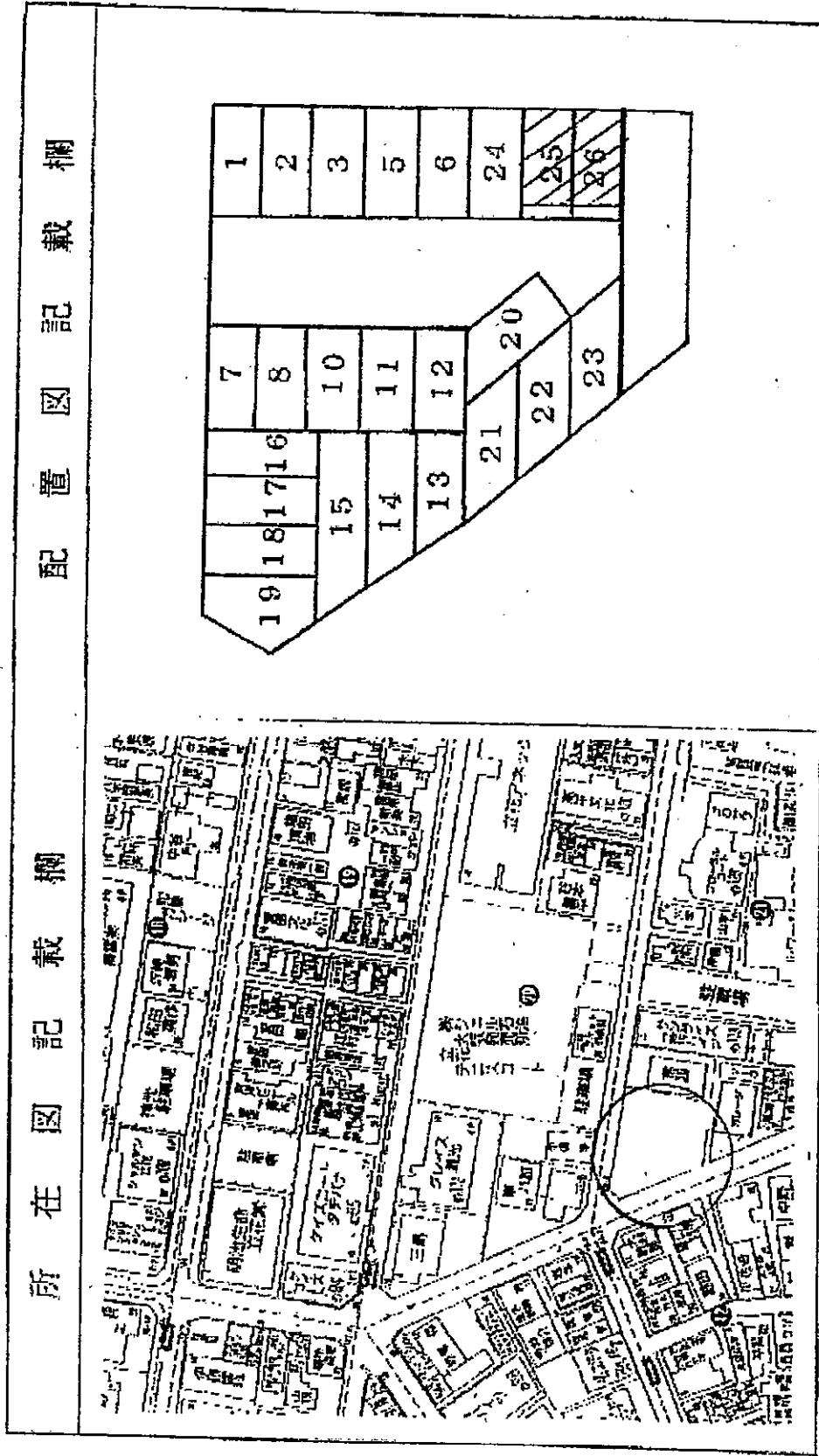
借主 は、賃貸借契約を解約し、平成 年 月 日に明渡すことを通知し、確実に履行することを確約いたします。

万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償します。

物件名 葛西ガレージ 番

お
た
て
め
ま
約
を
め

保管場所の所在図・配置図



- 備考
- 1 別紙として、地図のコピーを添付する。
 - 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
 - 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
 - 4 使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで総んで距離を記入する。

賃貸借契約更新に関する同意書

貸主 [REDACTED] と、借主 大谷 勘介とは、葛西ガレージ 13番の契約期間満了に伴い、賃貸借契約を下記内容で更新することを承諾し、次回以降の更新からは1年毎の自動更新にすることを貸主借主双方同意する。

賃貸借条件（不動産賃貸借契約書による）

◇賃貸借契約期間 平成25年12月14日より
平成26年12月13日まで

※貸主及び借主の双方どちらかの申し出がない限り自動更新とする。

◇敷 金 金15,750円

◇賃 料 金15,750円（消費税5%）

平成26年4月分より金16,200円（消費税8%）

◇その他 不動産賃貸借契約書の通りとする。

後日の証として、貸主、借主、記名捺印のうえ、本書二通を作成し各々その一通を保有する。

平成25年12月13日

貸主 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

借主 住所

〒581-0025
尼崎市立花町1丁目13番10

氏名

大谷かんすけ

電話

TEL 06-6423-0355

物件表示

所在地（住居表示）

名 称
区 画

[REDACTED]

賃貸借契約更新に関する同意書

貸主 [REDACTED] と、借主 大谷 勘介とは、葛西ガレージ 13番の契約期間満了に伴い、賃貸借契約を下記内容で更新することを承諾し、次回以降の更新からは1年毎の自動更新にすることを貸主借主双方同意する。

賃貸借条件（不動産賃貸借契約書による）

◇賃貸借契約期間 平成26年12月14日より
平成27年12月13日まで

※貸主及び借主の双方どちらかの申し出がない限り自動更新とする。

◇敷 金 金15,750円
◇賃 料 金16,200円（消費税8%）
◇そ の 他 不動産賃貸借契約書の通りとする。

後日の証として、貸主、借主、記名捺印のうえ、本書二通を作成し各々その一通を保有する。

平成26年12月13日

貸主 住所

氏名

借主 住所

氏名

電話

〒661-0025
尼崎南立花町1丁目13番10
大谷かんすけ

TEL 06-6423-0355

物件表示

所在地（住居表示）
名 称
区 画

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

4

31 年 〇 月

(会 派 名 自 由 民 主 党)

(議 員 名 大 谷 勘 介)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費	
3	領収書は別添の通り	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明 $26944 - 15200 - 1214 = 10530$ $10530 \times 50\%$ $= 5265$

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
大谷勘介事務所 様

お客様番号
4605-0184-22540

2019年 3月ご請求分

金額(円)
¥26,944-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 印
019360
'19. 4. 05

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)

661-0025
 尼崎市立花町1丁目13-10

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

山川荘 1階
 大谷勘介事務所 様

発行年月日 2019年 4月 1日発行
 発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター
 お問い合わせ先 0800-3335550 (無料)
 【選付先】
 〒550 大阪市西区土佐堀1-3-7
 -0001 肥後橋シミズビル 料金センター
 社用コード M30021211001 11943 11405 00 J
 81 000000 1 0 19030601J



019032101068653105

11943

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6423-0355 4605-0184-22540	2019年 3月ご請求分	26,944円	2019年 4月15日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 24,198円

NTTファイナンス分ご請求額 2,746円

(合計) 26,944円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 3 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE
06-6423-0355	2019年 3月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0184-22540)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆06-6423-0355 ◇NTT西日本ご利用分 24,198	5,400 -1,790 500 400 200 100 480 894	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 2月 1日~ 2月28日 光もつともつと割 2月 1日~ 2月28日 ひかり電話 (基本料) 2月 1日~ 2月28日 ナンバー・ディスプレイ使用料 2月 1日~ 2月28日 複数チャネル使用料 2月 1日~ 2月28日 追加番号使用料 2月 1日~ 2月28日 ひかり電話 (通話料) 2月 1日~ 2月28日 ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 2月 1日~ 2月28日	合算 合算 合算 合算 合算 合算 合算
	870	番号案内料 (昼間・夜間ご利用分) 2月 1日~ 2月28日 10回の ご利用です。	合算
	4	ユニバーサルサービス料 2月 1日~ 2月28日 2番号分 のご請求となります。	合算
	100	発行手数料 本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。	合算
	50	収納手数料 本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合算
	1,790	消費税等相当額 (合計)	
	576	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	
◇NTT西日本分 (小計)	24,198	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	2,746	アット・ニフティ利用料	

* 19年2月

非対象等

*** NTT西日本からのお知らせ ***

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

*** ユニバーサルサービス料について ***

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	06-6423-0355	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 3月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0184-22540)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇合計	26,944	ニフティ (株) ご利用分。 合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

4
31 年 4 月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 **事務所費**・事務費・人件費

4

いつもご利用いただきありがとうございます
電気ご使用量のお知らせ

大谷 勘介 様

お客さま番号	日 程	所	番 号		
04	4	435701	13	1002	
供給地点特定番号	06	0044	3570	1131	0021 0000
31 年 4 月分	ご使用期間	3月 6日 ~ 4月 3日			
ご契約内容	従量電灯 A				

ご使用量 562kWh

計器番号 074
 当月指示数 03806.3
 前月指示数 03243.9

ご参考：前年同月ご使用量 (期間 3/6 ~ 4/4)
 258kWh
 対前年同月比 +117.8%

ご請求金額 16,698 円

お支払期限日 5月 8日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
基本料金	334.82	再エネ促進賦課金	1,629.00
1 段料金	2,094.75	消費税等相当額(再掲)	1,236.00
2 段料金	4,559.40		
3 段料金	7,535.12		
燃料費調整額	+ 545.17		

単価名称	月分	燃料費調整額(再掲)	燃料費調整額(再掲)
燃料費調整	当月分	+14,958 銭	+97 銭
	翌月分	+13,137 銭	+89 銭
再エネ促進賦課金	当月分	43,750 銭	2,190 銭

電気料金領収のお知らせ
 年 月 分 31 年 4 月
 契約種別 振替日
 ご使用量 ***** kWh
 領収金額 ***** 円
 口座名義 振替日
 店舗 消費税等相当額(再掲)
 口座番号

検針日 4月 4日 次回検針日 5月 9日 検針員
 関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

お問い合わせ先の電話番号は裏面に掲載しております

共通案分率 50%
 25%

それ以外の案分
案分の説明

16698 x 50%
 = 8,349 -

案分率

電気料金領収証

31 年 4 月分	金額	16,698 円
お支払人	大谷 勘介 様	ご使用期間 3月 6日から 4月 3日まで
お支払先	日 程 所 番 号 04:435701,13,1002	消費税等 相当額 (再掲) 1,236 円
契約種別	契約 kVA又(kWh)	力率 % ご使用量 (kWh) 電気料金内訳 円
31		562 -
燃料費調整額(再掲)		+ 545.17 円
再エネ促進賦課金(再掲)		1,629 円

ご使用場所
 尼崎市
 立花町 1丁目13-10

交付局(金融機関)日附印

検収③
 019360
 '19.4.05

神戸料金センター
 0800-777-8810

ご連絡の際は番号をよくご確認ください。

取入印紙不要

送附人 関西電力株式会社(金融機関へお寄せ)

領収書等添付様式【共通】

4
31年 月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目					
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費 人件費					
	領収書は別添の通り	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%
共通案分率		50%				
	25%					
	それ以外の案分 案分の説明 $119700 \times 50\%$ $= 59850 -$ 案分率					

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

平成 31 年 3 月分

氏 名

■■■■■

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金	10:00	17:00	1:00	6:00			
2	土							
3	日							
4	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
5	火	10:00	17:00	1:00	6:00			
6	水	10:00	17:00	1:00	6:00			
7	木	10:00	17:00	1:00	6:00			
8	金	10:00	17:00	1:00	6:00			
9	土							
10	日							
11	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
12	火	10:00	17:00	1:00	6:00			
13	水	10:00	17:00	1:00	6:00			
14	木	10:00	17:00	1:00	6:00			
15	金	10:00	17:00	1:00	6:00			
16	土							
17	日							
18	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
19	火	10:00	17:00	1:00	6:00			
20	水	10:00	17:00	1:00	6:00			
21	木	10:00	17:00	1:00	6:00			
22	金	10:00	17:00	1:00	6:00			
23	土							
24	日							
25	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
26	火	10:00	17:00	1:00	6:00			
27	水	10:00	17:00	1:00	6:00			
28	木	10:00	17:00	1:00	6:00			
29	金	10:00	17:00	1:00	6:00			
30	土							
31	日							
計				16:00	126:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 大谷 かんすけ



【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [126 時間 分] × 単価 [950 円] = 119,700 円(B)
- ①' 月額の場合 支給額 = 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
- ③ 総支給額 (B) + (C) = 119,700 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 119,700 円(E)

金 119,700 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

平成 31 年 4 月 11 日

氏名

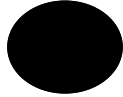

■■■■■

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 119,700 × 案分率 [50 %] = 59,850 円(F)
- 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 0 円(G)
- 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 59,850 円

添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな 氏 名	[Redacted]	生 年 月 日
現 住 所		[Redacted]
下記の条件で契約します		
雇用期間	2018年12月3日から2019年12月31日まで 以後については自動更新とする	
雇用形態	パートタイム	
就業場所	尼崎市立花町1丁目13番10号 大谷かんすけ事務所	
仕事内容	政務活動補助業務	
就業時間 (休憩時間)	午前 10:00 から 午後 5:00 (休憩時間は 1 時間)	
休 日	土曜日、日曜日・年末及び年始 (休日出勤は振替もしくは休日手当)	
給与 (賃金)	(時給 950 円)	
給与支払	毎月末締分を翌月 10 日支払	
給与振込先	[Redacted]	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日		
雇 用 者	兵庫県議会議員 大谷 勸 介	
被雇用者	[Redacted]	

領収書等添付様式【共通】

4

31年 月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)


整理 番号	使 途 項 目																												
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費																												
6	領収書は別添の通り	共通案分率 50% 25%																											
		それ以外の案分 案分の説明 15,012 × 50% = 7,506-																											
案分率																													
<p>ご利用明細 三菱UFJ銀行</p> <p>ご来店いただきありがとうございます。 このご利用明細は必ずお持ち帰りください。</p> <table border="1"> <tr> <td>年月日</td> <td>取扱店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>310416</td> <td></td> <td>お振り込み</td> </tr> <tr> <td>受付通番</td> <td>銀行番号</td> <td>支店番号</td> </tr> <tr> <td>0106</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引金額</td> <td>¥15,012*</td> </tr> <tr> <td colspan="3">*****</td> </tr> <tr> <td colspan="3">*****</td> </tr> <tr> <td>お取扱い できない場合</td> <td>残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利率 1.43</td> <td>送込手数料 216*</td> <td>おつり ¥4,775*</td> </tr> </table> <p>お振込先・お受取人・ご依頼人</p> <p>リコーリースくか様 オオタニーカンスケ様 オオタニーカンスケ 0664230355</p>			年月日	取扱店番	お取引内容	310416		お振り込み	受付通番	銀行番号	支店番号	0106			お取引金額		¥15,012*	*****			*****			お取扱い できない場合	残高		利率 1.43	送込手数料 216*	おつり ¥4,775*
年月日	取扱店番	お取引内容																											
310416		お振り込み																											
受付通番	銀行番号	支店番号																											
0106																													
お取引金額		¥15,012*																											

お取扱い できない場合	残高																												
利率 1.43	送込手数料 216*	おつり ¥4,775*																											

口座振替請求明細書

拝啓、毎々格別のお引き立てにあずかり厚くお礼申し上げます。
 今月分のご請求金額は下記の通りとなっております。
 ご査収の上、宜しくご手配いただきますようお願い申し上げます。

発行日 2019年 4月 11日

リコーリース株式会社 

引き落とし日	2019年 5月 7日
ご請求金額	15,012円
請求書番号	201904-2-002270

【自動引落日口座】

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

〈お願い〉

- 上記ご請求金額を指定口座より引き落としさせていただきます。
- 引き落としの前日(金融機関営業日)までにご入金いただきますようお願い申し上げます。
- 既にお支払済みまたはお取引内容に変更のある場合はご了承ください。

請求明細書

契約番号	設置先 商 品 名	数量 他数	区分 種類	請求金額 請求消費	消費税額	消費税率	請求期間	当回数 総回数
A059944392-000	大谷勘介事務所 キヤノン 複合機 iR-ADV C5535F	1	L01	13,900	1,112	8	19. 4. 1 19. 4. 30	31 60

区分 L:リース C:クレジット R:レンタル P:パーソナルクレジット K:割賦 X:その他S
 種類 01:リース料金等 03:保守料金 04:合意解約金 05:物件代金 06:弁済金 07:その他

続きは裏面をご確認下さい。

ホ-08

リース契約確認書

お客様が契約された会社（貸主）

リコーリース株式会社

〒135-8518 東京都江東区東雲1丁目7番12号

契約年月日	2016年 9月 27日
借受年月日	2016年 9月 27日
契約番号	A059944392-000

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者（借主）	〒661-0025 所在地 兵庫県尼崎市立花町1丁目13-10 契約者TEL 06-6423-0355
契約者名	大谷勸介事務所
代表者名	大谷 勸介
ご自宅	
自宅TEL	

リース条件欄	
月額リース料（税抜）	13,900 円
消費税等	1,112 円
リース月数	60 ヶ月
総額リース料（税抜）	834,000 円
消費税等	66,720 円
前払回数	回（最終支払分より遡って充当）
リース開始日	2016年 10月 1日
リース終了日	2021年 9月 30日
支払方法	自動振替
支払日	27日
消費税等（円未満切捨） 消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります。	
再リース料（年額）	16,680 円（税抜）

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

<個人信用情報の照会・利用および登録について>

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー
登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等
につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」を
ご参照ください。

リース物件の表示			
1	物件名	キヤノン 複合機 iR-ADV C5535F	
	製造番号等	UXA04295	
	月額（税抜）	13,900 円	台数 1 台
	設置場所	大谷勸介事務所	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額（税抜）	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額（税抜）	円	台数 台
合計		1物件	1台
<特約条項>			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒530-0004
大阪市北区堂島浜2-2-28
堂島アクシスビル 12F
リコーリース株式会社
第三業務部
TEL 06-4799-4400

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい。
〒660-0806
兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目6-48
(株) 田村コピー
TEL 06-6482-8711

※お支払条件が不十分の場合、日額リース料は別途お見積りいたします。

お 支 払 予 定 表

作成日 2018年 12月 7日
(2/2頁)

<お問合せ先>
リコーリース株式会社

推進第二部 関西契約FFセンター

TEL 06-4799-4400

契約番号	A059944392-000
契約者名	大谷勘介事務所
契約種類	リース

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
25	2018:10:27	13,900	1,112	15,012	15,012	525,420
26	2018:11:27	13,900	1,112	15,012	15,012	510,408
27	2018:12:27	13,900	1,112	15,012	15,012	495,396
28	2019: 1:27	13,900	1,112	15,012	15,012	480,384
29	2019: 2:27	13,900	1,112	15,012	15,012	465,372
30	2019: 3:27	13,900	1,112	15,012	15,012	450,360
31	2019: 4:27	13,900	1,112	15,012	15,012	435,348
32	2019: 5:27	13,900	1,112	15,012	15,012	420,336
33	2019: 6:27	13,900	1,112	15,012	15,012	405,324
34	2019: 7:27	13,900	1,112	15,012	15,012	390,312
35	2019: 8:27	13,900	1,112	15,012	15,012	375,300
36	2019: 9:27	13,900	1,112	15,012	15,012	360,288
37	2019:10:27	13,900	1,112	15,012	15,012	345,276
38	2019:11:27	13,900	1,112	15,012	15,012	330,264
39	2019:12:27	13,900	1,112	15,012	15,012	315,252
40	2020: 1:27	13,900	1,112	15,012	15,012	300,240
41	2020: 2:27	13,900	1,112	15,012	15,012	285,228
42	2020: 3:27	13,900	1,112	15,012	15,012	270,216
43	2020: 4:27	13,900	1,112	15,012	15,012	255,204
44	2020: 5:27	13,900	1,112	15,012	15,012	240,192
45	2020: 6:27	13,900	1,112	15,012	15,012	225,180
46	2020: 7:27	13,900	1,112	15,012	15,012	210,168
47	2020: 8:27	13,900	1,112	15,012	15,012	195,156
48	2020: 9:27	13,900	1,112	15,012	15,012	180,144
49	2020:10:27	13,900	1,112	15,012	15,012	165,132
50	2020:11:27	13,900	1,112	15,012	15,012	150,120
51	2020:12:27	13,900	1,112	15,012	15,012	135,108
52	2021: 1:27	13,900	1,112	15,012	15,012	120,096
53	2021: 2:27	13,900	1,112	15,012	15,012	105,084
54	2021: 3:27	13,900	1,112	15,012	15,012	90,072
55	2021: 4:27	13,900	1,112	15,012	15,012	75,060
56	2021: 5:27	13,900	1,112	15,012	15,012	60,048
57	2021: 6:27	13,900	1,112	15,012	15,012	45,036
58	2021: 7:27	13,900	1,112	15,012	15,012	30,024
59	2021: 8:27	13,900	1,112	15,012	15,012	15,012
60	2021: 9:27	13,900	1,112	15,012	15,012	0

領収書等添付様式【共通】

4

31年 8月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 事務費・人件費	
7	領収書は別添の通り	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明
		2,759 x 50% = 1,379-
		案分率

納入通知書兼領収書 ㊤

お客様番号 10-179067
 本番 2-403323-1
 01100-1-960169 尼崎市公営企業管理者
 ご氏名 オオタニ カンスケ
 ご使用場所 尼崎市 様
 タチハナチヨウ 1
 13-10
 ヤマカワソウ
 お客様名 オオタニ カンスケ 様

水道料金等
 下記の水道料金等を納入期限までに
 裏面のお支払場所でお納入してください。
 (すでに納められている場合は、本状は行
 き違いですのでご了承ください。)

31年 4月15日 尼崎市公営企業管理者
 請求番号 27490515

31年度1期 日 20 使用水量 7m
 H31 2 7~H31 4 6

水道料金 1528 (113)
 下水道使用料 1231 (91)

合計金額 2,759 円

単位は円、()内は内税で消費税及び地方消費税相当額

納入期限 31年 5月 7日

上記のとおり領収しました。
 (お客様さま控)

収入印紙不要
 この領収書に領収印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。

領収書等添付様式【共通】

4

31年 月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <u>事務費</u> ・人件費	
㍶	領収書は別添の通り	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明
		$17,938 - 9,000$ $- 2,000 - 880$ $= 6,058 -$ $6,058 \times 50\%$ $= 3,029 -$
		<p>電話料金等払込受領証</p> <p>西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大谷 勘介 様</p> <p>お客様番号 4610-1652-69738</p> <p>2019年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥17,938-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領 収 日 附 印</p> <p>換収④ 019360 '19.4.22</p> <p>(金融機関・CVS用)→お客様</p>

請求書 (西日本ご利用分)

661-0025
 尼崎市立花町1丁目13-10

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月17日発行
 発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター
 お問合せ先 0800-3335550 (無料)
 【還付先】
 〒536 大阪市城東区森之宮1-6
 -0025 -111 NLC森の宮ビル7F
 社用コード M2002111009 02581 02575 00 J
 61 000000 1 0 19040301J

大谷 勘介 様



019042101047882170

02581

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-4283-1548 4610-1652-69738	2019年 4月ご請求分	17,938円	2019年 5月 7日(火)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
 (合計)

17,938円

17,938円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 2ページ)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-4283-1548	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-1652-69738)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-4283-1548 ◇NTT西日本ご利用分 17,938			
	除外 3,200	フレッツ 光ライト F利用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	300	ひかり電話 (基本料) 3月 1日~ 3月31日 電話番号 は06-6423-8512	合 算
	200	複数チャネル使用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	100	追加番号使用料 3月 1日~ 3月31日	合 算
	1,416	ひかり電話 (通話料) 3月 1日~ 3月31日	合 算
	除外 190	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 3月 1日~ 3月31日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料 3月 1日~ 3月31日 2番号分 のご請求となります。	合 算
	1,328	消費税等相当額 (合計)	
	(除外 448)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計 17,938	17,938	合計	

*** NTT西日本からのお知らせ ***

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は NTTファイナンスへ請求書送付を委託しております

*** ユニバーサルサービス料について ***

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番目までの番号 (番号割) が公表されています

領収書等添付様式【共通】

4

31年 月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)


整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 <u>事務所費</u> ・事務費・人件費	
9	領収書は別添の通り	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 案分の説明 $16200 \times 50\%$ $= 8100 -$
領 収 証		
大谷 勘介 様 2019年 4月 26日		
★ 16,200 -		
但 萬(西)がレニ" 5月分 上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額		
消費税額等(%)		

領収書等添付様式【共通】

31年 4月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目																																																	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費																																																	
10	領収書は別添の通り	共通案分率 50%																																																
		それ以外の案分 案分の説明 84,324 x 50% = 42,162-																																																
		案分率																																																
<p>ご利用明細票</p> <p>毎度ご利用いただき、ありがとうございます。</p> <p> 北おおさか信用金庫</p>																																																		
<table border="1"> <tr> <td>ご利用年月日</td> <td colspan="3">取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>31-04-26</td> <td colspan="3">[Redacted]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">カード発行金融機関/店番・科目/口座番号</td> </tr> <tr> <td>お取引金額</td> <td colspan="3">お取引内容</td> </tr> <tr> <td>9 0 0 0</td> <td colspan="3">振込</td> </tr> <tr> <td>¥84,000*</td> <td colspan="3">*****</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>お取引後残高</td> <td>手数料</td> <td>お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>¥324</td> <td>振込</td> <td>¥481</td> <td>振込</td> </tr> <tr> <td>時刻 14:10</td> <td></td> <td>おつり</td> <td>¥6,157*</td> </tr> <tr> <td colspan="4">オオタニ カンスタ様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">印紙税申告納付につき茨木</td> <td colspan="2">0664230355</td> </tr> <tr> <td colspan="2">税務署承認済</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番			31-04-26	[Redacted]			カード発行金融機関/店番・科目/口座番号				お取引金額	お取引内容			9 0 0 0	振込			¥84,000*	*****			手数料	お取引後残高	手数料	お取引後残高	¥324	振込	¥481	振込	時刻 14:10		おつり	¥6,157*	オオタニ カンスタ様				印紙税申告納付につき茨木		0664230355		税務署承認済			
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番																																																	
31-04-26	[Redacted]																																																	
カード発行金融機関/店番・科目/口座番号																																																		
お取引金額	お取引内容																																																	
9 0 0 0	振込																																																	
¥84,000*	*****																																																	
手数料	お取引後残高	手数料	お取引後残高																																															
¥324	振込	¥481	振込																																															
時刻 14:10		おつり	¥6,157*																																															
オオタニ カンスタ様																																																		
印紙税申告納付につき茨木		0664230355																																																
税務署承認済																																																		

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

4

31 年 4 月

(会 派 名 自 由 民 主 党)

(議 員 名 大 谷 勘 介)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費	
//	領収書は別添の通り	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明
		8,236 × 100% = 8,236-
		案分率
		すべて政務活動に係るものであるため

2019年04月分
立花町1丁目13-10

領 収 証

No. 1- 2-0057-50

大 谷 勘 介 様

銘	柄	部	金 額
産経新聞	セット	1	4,037
神戸新聞	セット	1	4,037
神戸新聞	NEXT	1	162
合 計			¥ 8,236
(内消費税等)			(¥610)

お知らせ
ただ今、配達スタッフを募集しています。
詳しくは当店まで。
お電話お待ちしております。

産経新聞神戸新聞 立花販売所
〒661-0025
尼崎市立花町3丁目2-29
TEL: 06-6429-2457

4/26 支払済

領収書等添付様式【共通】

4
31年 月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12	領収書は別添の通り	共通案分率
		50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明
		4037 × 100% = 4,037-
		案分率
		すべて政務活動に係るものであるため



2019年4月分領収証

01 | 01 | 81
顧客No. 46742

尼崎市立花町1丁目 13-10

大谷 かんすけ事務所 様

購 読 銘 柄	部数	金額	
朝 日 新 聞	1	¥4,037	週刊朝日、AERAも好評発売中です。
領 収 金 額	¥4,037 (税込)		

朝日新聞 立花販売(株) 立花支店
尼崎市立花町1丁目14番24号

TEL:06-6429-6016 FAX:06-6426-3830



4/26 支払済

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

元年5月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目	
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>	
	領収書は別添の通り	共通案分率 <u>50%</u> 25%
それ以外の案分 案分の説明 $112,100 \times 50\%$ $= 56,050 -$ 案分率		

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和元年 4月分

氏名

■■■■■

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
2	火	10:00	17:00	1:00	6:00			
3	水	10:00	17:00	1:00	6:00			
4	木	10:00	17:00	1:00	6:00			
5	金	10:00	17:00	1:00	6:00			
6	土	10:00	17:00	1:00	6:00			
7	日							
8	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
9	火	10:00	17:00	1:00	6:00			
10	水							
11	木							
12	金	10:00	17:00	1:00	6:00			
13	土							
14	日							
15	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
16	火	10:00	16:00	1:00	5:00			
17	水	10:00	16:00	1:00	5:00			
18	木							
19	金							
20	土	10:00	17:00	1:00	6:00			
21	日							
22	月	10:00	17:00	1:00	6:00			
23	火	10:00	17:00	1:00	6:00			
24	水	10:00	17:00	1:00	6:00			
25	木	10:00	17:00	1:00	6:00			
26	金	10:00	16:00	1:00	5:00			
27	土							
28	日							
29	月	13:00	17:00	1:00	6:00			
30	火	10:00	17:00	1:00	7:00			
31								
計					118:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

大谷 かんすけ



【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [118 時間 分] × 単価 [950 円] = 112,100 円(B)
 ①' 月額の場合 支給額 = 円(B)
 ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
 ③ 総支給額 (B)+(C) = 112,100 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 112,100 円(E)

金 112,100 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和元年 5月 11 日

氏名

■■■■■



【政務活動費充当額の計算】

- 給与 総支給額(D) [112100円] × 案分率 [50 %] = 56,050 円(F)
 ○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 0 円(G)
 ○ 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 56,050 円

領収書等添付様式【共通】

元年5月
(会派名 自由民主党)
(議員名 大谷 勸介)

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	
案分の説明	15,189-32 = 15,157 15,157 x 50% = 7,578.5
案分率	

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日 2019年05月10日
16612-0 尼崎立花町一丁目

時間 09時26分

お支払い金額
15,189円

関西電力 株式会社

お客様氏名 大谷 勸介
大谷 勸介様
お客様番号
04-43-5701131002

19年3月分 15,189円

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。
お問い合わせ先: お客様へのご案内にてご確認願います。
電話: _____ 受付時間: _____

収納代行会社
ウェルネット株式会社

申込No.: 1661271303401692
この明細書は大切に保管してください。



整理番号

2

いつもご利用いただきありがとうございます

電気ご使用量のお知らせ

大谷 勘介 様

お客さま番号	日程	所	番 号		
	04	43	5701	13	1002
供給地点特定番号	06	0044	3570	1131	0021 0000
31年3月分	ご使用期間	2月6日～ 3月5日			
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 514kWh

計器番号 074
 当月指示数 03243.9
 前月指示数 02730.1

ご参考：前年同月ご使用量 (期間 2/6～3/5)
 356kWh
 対前年同月比 +44.3%

ご請求金額 15,189 円

お支払期限日 4月5日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	334.82	再エネ促進課徴金	1,490.00
1段料金	2,094.75	消費税等相当額(再掲)	1,122.00
2段料金	4,559.40	延滞利息	32.00
3段料金	6,154.64	(除外)	
燃料費調整額	+ 524.29		

単価名称	月分	最初の15日にに対して	15日をこえる1日に付き
燃料費調整	当月分	+15円31銭	+1円02銭
	翌月分	+14円56銭	+97銭
再エネ発電促進課徴金	当月分	43円50銭	2円90銭

電気料金領収済のお知らせ

年 月 分	ご使用期間
契約種別	
ご使用量	振替日
領収金額	***** 消費税等相当額(再掲)
口座名義	
店舗	口座番号

検針日 3月6日 次回検針日 4月4日 検針員 []
 関西電力株式会社 受託会社 関電サービス株式会社

(ご注意) 本票により集金することはありません。

お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

元 年 5 月
(会派名 自由民主党)
(議員名 大谷 勸介)

整理 番号	使 途 項 目	
3		<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費</p> <p>共通案分率 50% 25%</p> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>47230-31590- 2525=13,115-</p> <p>案分率 13115 × 50% = 6,557-</p>

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
大谷勸介事務所 様

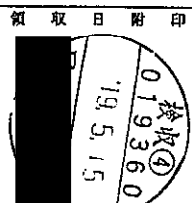
お客様番号
4605-0184-22540

2019年 4月ご請求分

金額(円)
¥47,230-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印


取入印一紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様

A 4 財またはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左欄の枚数を必ず記入してください。

請求書 (西日本ご利用分)

661-0025
 尼崎市立花町1丁目13-10

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

山川荘 1階
 大谷勘介事務所 様

発行年月日 2019年 5月 5日発行
 発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター
 お問合せ先 0800-3335550 (無料)
 【速付先】
 〒536 大阪市城東区森之宮1-6
 -0025 -111 NLC森の宮ビル7F
 社用コード M30021111002 08956 08855 00 J
 61 000000 1 0 19040601J



019042101077034949

08956

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
06-6423-0355 4605-0184-22540	2019年 4月ご請求分	47,230円	2019年 5月15日(水)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 45,718円

NTTファイナンス分ご請求額 1,512円

(合計)

47,230円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 3 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	06-6423-0355	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0184-22540)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
◆06-6423-0355 ◇NTT西日本ご利用分 45,718	5,400 -1,790	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 光もつともつと割 3月 1日~ 3月31日 6月 1日~ 7月31日に解約の場合、解約金対象外。契約期間満了後自動延伸。	合算 合算
	500	ひかり電話 (基本料)	合算
	400	ナンバーディスプレイ使用料	合算
	200	複数チャネル使用料	合算
	100	追加番号使用料	合算
	4,352	ひかり電話 (通話料)	合算
	1,188	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	合算
	240	番号案内料 (昼間・夜間ご利用分)	合算
	4	ユニバーサルサービス料	合算
	100	発行手数料	合算
	50	収納手数料	合算
	3,384	消費税等相当額 (合計)	合算
	859	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算
◇NTT西日本分 (小計)	45,718	(小計)	

*** NTT西日本からのお知らせ ***

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)

※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)

※FAX、ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)

*** ユニバーサルサービス料について ***

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者

領収書等添付様式【共通】

元年5月
(会派名 自由民主党)
(議員名 大谷 勘介)

整理番号	使 途 項 目	
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費	
	共通案分率	50% 25%
		<p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>84000 + 324</p> <p>= 84324</p> <p>84324 × 50%</p> <p>= 42162 -</p> <p>案分率</p>

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。みずほ銀行
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

お取引日	2019--5-31	振込・儲蓄元の口座番号	
店番号	*****	お取引口座番号	*****
振込手数料	お取引総額控除 **324*****	お取引金額	*****84,000
お取引内容	お取引後残高		
電信振込 *****			
前月	利用手数料	お取引口座番号	オツリ**6,176 1419**** 00-10369732
明石 現金感覚で使える。みずほ J.C.B. デビット取扱い！くわしくは窓口まで			
奥田 様			
オオタニ カンスケ 様			
06-6423-0355 発信番号815310616000031			
7417		0018454771	

画面に「みずほ」からのお知らせがあります。

領収書等添付様式【共通】

元年5月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目															
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費 ・事務費・人件費															
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>162000x50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>= 8100</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明			162000x50%		= 8100	案分率	
共通案分率	50%															
	25%															
それ以外の案分																
案分の説明																
	162000x50%															
	= 8100															
案分率																
領 収 証																
大谷 勘介様 2019年 5月 31日																
<table border="1"> <tr> <td>★</td> <td>¥16200</td> </tr> </table>			★	¥16200												
★	¥16200															
但 葛西カレシ" 6A分 上記正に領収いたしました																
<table border="1"> <tr> <td>内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税抜金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税額等(%)</td> <td></td> </tr> </table>	内 訳		税抜金額		消費税額等(%)			●								
内 訳																
税抜金額																
消費税額等(%)																

領収書等添付様式【共通】

元年5月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勸介)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	案分率	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明
		すべて政務活動に係るものであるため

2019年05月分
立花町1丁目13-10



領 収 証

No. 1- 2-0057-50

大谷 勸介 様

銘 柄	部	金 額
産経新聞 セット	1	4,037
神戸新聞 セット	1	4,037
神戸新聞NEXT	1	162
合 計 (内消費税等)		¥ 8,236 (¥610)

お知らせ

ただ今、配達スタッフを募集しています。
詳しくは当店まで。
お電話お待ちしております。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。



産経新聞神戸新聞 立花販売所

〒661-0025

尼崎市立花町3丁目2-29

TEL: 06-6429-2457

FAX: 06-6429-2457



5/31

支払!!

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

元年 5月

(会派名 自由民主党)

(議員名 大谷 勘介)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費・事務費・人件費	
7		共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明
		案分率
		すべて政務活動に係るものであるため

ASA 2019年5月分領収証
 尼崎市立花町1丁目 13-10

01	01	81
顧客No. 46742		

5/31
支払い

大谷 かんすけ事務所 様

購 読 銘 柄	部 数	金 額	
朝 日 新 聞	1	¥4,037	週刊朝日、AERAも好評発売中です。
領 収 金 額		¥4,037 (税込)	

朝日新聞 立花販売(株) 立花支店
 尼崎市立花町1丁目14番24号

TEL:06-6429-6016 FAX:06-6426-3830